

令和4年8月25日

質 疑 回 答 書

- 1 公告番号 新潟市契約公告第65号
2 件 名 新潟市税業務システム標準化に向けた調査等支援業務

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

No	質 疑 事 項	回 答
1	委託仕様書P.2(2) 現行システムの概要調査において、現行システムの設計書等はある程度整備された最新のものをご提供いただけるという想定で相違ないでしょうか。(現行システムの機能・帳票一覧、バッチ処理一覧、データ項目など)	可能な範囲で本市から提供を行います。
2	委託仕様書P.2(2) 現行システムの概要調査 - ウ 推進体制の立上げについて、具体的にどのような支援を想定されているかご教示ください。例えば、以降の作業を進めるにあたり、各係(担当職員様)にどの程度の作業・工数を関与いただく必要があるかご提示するようなイメージで相違ないでしょうか。	関係者及び関係するシステムの特定並びに関係者が関与する作業及びその工数等の提示を想定しています。 なお、関係者及び関係するシステムの特定は当課内に限りません。
3	委託仕様書P.3 4.4スケジュールについて、RFI等は今後の予定と記載がありますが、本業務の成果物に基づき職員様主体で進められる想定でしょうか。何らかの想定があればご教示ください。	本業務の成果物に基づき、本市職員が主体で進める想定です。
4	本業務を受託することで、今後の貴市関連事業における参加制限があればご教示ください。(関連企業含む)	参加制限はありません。

5	<p>本業務は2ヵ年度に跨る事業ですが、年度毎に分割検収は可能でしょうか。</p>	<p>年度毎に分割して検収を行う予定です。</p>
6	<p>「現行システムの設計書等、基礎調査に必要となる資料については、可能な範囲内で本市から提供を行う」とありますが、市から提供することが出来ない資料・情報については、システム納入ベンダーへの情報提供依頼が必要であると推察します。</p> <p>この場合、受託者は質問書又は課題管理表を起票し、新潟市様より納入ベンダーへ情報提供依頼を行っていただき、回答をご提供いただくという進め方の解釈でよいでしょうか。</p>	<p>その解釈で間違いありません。</p>
7	<p>質疑事項No. 6に関連して、納入ベンダーから情報提供していただくために、納入ベンダー側で調査費用・資料作成費用が必要となった場合、別途予算で対応するものとし、本委託業務には含まないと考えてよいでしょうか。</p>	<p>本業務には含みません。</p>
8	<p>対象業務に「事業所税、課税資料をイメージで管理する機能及びeLTAx等」が挙げられていますが、これらは標準化の対象外と認識しています。これらについては、「基礎情報の調査」のみ行うものとし、「Fit&Gap分析」、「課題解決方法の検討」、「移行計画書の作成」の対象業務には含まないと考えてよいでしょうか。</p>	<p>事業所税、課税資料をイメージで管理する機能及びeLTAx等は標準化の対象外ですが、事務運用を行う上で標準準拠システムと密接に関連する機能となります。</p> <p>これら機能と標準準拠システムの関連について課題を整理し、解決方法を検討することは本業務の対象であり、移行計画書にも今後の方針を記載する予定です。</p>